

大山隠岐国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会
令和5年度 島根半島東部体験型観光推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根町・美保関町での豊かな自然や歴史文化を活かした体験型観光の推進を図るため、体験型観光商品の開発やイベント開催にかかる経費に対して交付を行う島根半島東部体験型観光推進事業補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業等 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者等 補助事業等を行う者（補助事業等を行う者とその費用を支弁する者が異なるときは、その費用を支弁する者を含む。）をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 役員等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(補助金の対象等)

第3条 交付対象である事業の内容、補助事業者の範囲、補助対象経費、補助金交付の率、補助限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは交付の対象としない。

- (1) ハード整備や備品整備を主とする事業
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められる事業
- (3) 事業実施の主体が採択された団体と認められない事業
- (4) 松江市の他の補助事業の対象となっている事業

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号-1）
- (2) 収支予算書（事業を認定するに足る範囲のもの）（様式第1号-2）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該補助事業等の認定上必要がないと認める場合においては、これを省略することができる。

3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出は、補助事業等の着手日までに行わなければならない。

ただし、会長が認めた補助事業等については、この限りでない。

(交付の決定)

- 第5条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助事業等からの暴力団排除)

第5条の2 会長は、申請人が次に掲げるもの（以下「暴排措置対象者」という。）であると認める場合は、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
- (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (6) 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(交付の条件)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 会長は、第5条第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請人は、前条又は第10条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日か

ら7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の遂行及び報告)

第9条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。また、その遂行にあたり会長は、必要があると認めるときは、補助事業者等から補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(決定内容の変更等)

第10条 補助事業者等は、第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業等の進捗又は内容の変更により当該補助金の額に増減が生じる場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、第5条第1項の規定により決定した補助金の額を変更するときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者等に通知するものとする。

- 3 補助事業者等は、第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、内容を変更するとき(第1項の規定により補助金の変更交付申請をするとき、又は軽微な内容の変更をするときを除く。)、予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となり中止若しくは廃止するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 4 会長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認通知書(様式第6号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(様式第7号)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認めた補助事業等については、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から、1か月以内に補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書(様式第8号)に収支決算書(様式第8号-1)を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期)

第14条 補助金は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を、補助金が確定した日から、1か月以内に会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 会長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した時、若しくは会長の処分に従わなかったとき。
- (4) 暴排措置対象者であるとき。
- (5) 実績報告書及び交付請求書が期限内に提出されないとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 会長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 会長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者等に対し補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命ずる。

2 会長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を大山隠岐国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び主要な器具で会長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、島根半島東部体験型観光推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第13号)によりすみやかに会長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第3条）

対象事業	事業者	対象経費	補助金額
<p>島根町・美保関町での豊かな自然を活かした体験型観光の推進を図るため、観光客を誘客する取組やイベントでの次の事項を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客を誘客するものであり、且つ参加者に対して、島根町・美保関町等の魅力が伝わるものであること ・補助期間終了後も継続的な実施が見込めること。 ・補助対象経費の総額が5万円以上の事業 <p style="text-align: center;">＜対象事業事例＞</p> <p>シーカヤック、SUP、ダイビング、トレッキング、サイクリング、星空観察、キャンプ、ランニング、地引き網、観光消費につながる商品開発など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 ・個人事業主 ・法人格を持たない民間団体 <p>※法人格を持たない民間団体とは、以下の要件を備えているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体として意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業周知に係る費用 広告費／印刷製本費 2. 事業運営経費 委託料／謝金、費用弁償／賃金（イベント準備や当日の運営など、事業執行に直接係るもの）／材料費及び消耗品費／使用料及び借り上げ料／保険料／通信運搬費 ※備品購入は補助額の1／2（上限5万円）までとする。 3. その他事業実施に必要と認められる経費 <p>※補助対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費／食糧費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費 	<p>100 千円</p>